



感染症等の混乱に乗じた

ヤミ金融

を絶対に利用しないで！！！！

▼▼ヤミ金融業者とは▼▼

国または都道府県の登録を受けていない無登録業者及び法律に違反するような高金利での貸付けを行う者のことをいいます。

感染症等の影響を受け収入が減少した人等をターゲットに、
ヤミ金融業者が巧妙な手口で融資の勧誘等を行う可能性が高まっています。
ヤミ金融被害に遭うと、負債がふくらみ、生活が破綻する恐れがあります！！

「ブラックOK」、「即金」、「審査なし」に加え、
最近では「感染症等の特例給付金」
「給与の買取り」、「個人間融資」
「後払い現金化」等の言葉を使い勧誘してきます！



電話

FAX

メール

ネット広告

そうなる前に、まずは以下の対策を！！！！

■対策1 借る前にまず確認！

登録のある貸金業者であるか確認しましょう。

① インターネットで調べる …

【金融庁HPIはこちら】



<https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

【大阪府HPはこちら】



http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_kakunin/index.html

② 電話をして確認する … 大阪府金融課貸金業対策グループへご連絡ください。

■対策2 もう借りてしまった…！

大阪府警察本部『悪質商法110番』へご連絡ください。

【連絡先】(06) 6941-4592

【受付時間】平日 9:00 から 17:45 まで

<お問い合わせ先>

大阪府 商工労働部

中小企業支援室 金融課 貸金業対策グループ

【連絡先】(06) 6210-9506

【受付時間】平日 9:00 から 18:00 まで